

1. 開会 深浦会長	出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から、「令和7年度第2回長崎地方最低賃金審議会」を開催します。 初めに委員の出欠状況について事務局から報告してください。
池田指導官	現在、委員総数15名のうち、公益4名、労側5名、使側5名、合計14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。
深浦会長	改めまして、皆様、本日は暑い中、またお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 さて、本日は特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、長崎労働局長からの諮問を受けることとしております。 また、8月4日に中央最低賃金審議会の目安答申が示されましたので、その内容の伝達をいたします。 そして、本日は、最低賃金法第25条第5項の規定に基づく参考人意見聴取につきまして、「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」及び「生活協同組合ララコープ労働組合」から意見書の提出、並びに審議会の場での意見陳述の要望がなされましたので、第1回本審で検討しましたとおり、その必要があるものとして、意見聴取の場を設けることといたしました。 審議会の公開につきましては、運営規定第6条第1項但し書きで「個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされているところですが、今回の参考人聴取につきましては、参考人の方から「公開して構わない」との意見をいただいておりますので、会長判断として、公開といたします。 参考人意見聴取を行った後に、8月6日に実施いたしました事業場実地視察の結果報告を公労使の各代表委員から行っていただくことにしておりますが、報告の内容に視察事業場にかかる機微な情報が含まれると判断されますので、「事業場実地視察結果報告」の議題につきましては、運営規程第6条第1項但し書きの規定に基づき「非公開」の取扱いとさせていただきます。 本審議会の終了後は、引き続き第1回専門部会が開催されます。 本日より、本格的な審議がスタートいたしますけれども、慎重かつ円

	滑な審議運営が出来ますよう、また、全会一致の結論が得られますように、皆様のご協力をお願いいたします。 本日の審議会の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。
池田指導官	ただいま深浦会長から説明がありましたとおり、長崎県最低賃金に係る議題（7）の「事業場実地視察結果報告」は非公開となりますので、議題（6）「参考人意見聴取について」の終了後、傍聴の方、記者の方には退席をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。 なお、本会議後に開催されます長崎地方最低賃金審議会第1回専門部会を傍聴される方につきましては、6階会議室を控室として準備しておりますのでそちらでお待ちいただくことになります。 専門部会開催前にお声かけいたしますのでよろしくお願いいたします。
2. 議題 （1）長崎県 特定最低賃 金の改正決 定の必要性 の有無につ いて（諮問） 深浦会長	では、議事に入ります。 議題（1）の「長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」案につきまして、事務局から改正の申出内容等の説明をお願いします。
木場室長	長崎県におきましては、ご承知のとおり「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」の3業種につきまして、特定最低賃金が設定されております。 本年度におきましても、最低賃金法第15条第1項の規定に基づきまして、3業種それぞれの関係労働組合から、特定最低賃金の改正の申出が労働局長あてになされたところです。 申出書の内容につきましては、資料の73ページから77ページまでの資料番号2-1、2-2、2-3に添付しているとおりです。 改正の申出につきましては、3業種いずれも要件を満たしていること

	を確認して、受理いたしましたことを、報告申し上げます。
深浦会長	ただ今、事務局から3業種とも定量的要件を満たしているとの説明がありました。ご質問等ございますでしょうか。
各委員	<質問等なし>
深浦会長	それでは、特定最低賃金の改正の申出についての要件を確認しましたので、労働局長から改正決定の必要性の有無につきまして、諮問を受けることといたします。 では、事務局お願いいたします。
木場室長	それでは、ただ今から、労働局長より諮問させていただきます。 会長並びに局長は、中央のほうにお願いいたします。 なお、撮影していただいて差し支えありませんが、中央には入らないようにお願いいたします。 <会長と局長が中央に移動> <局長が諮問文を読み上げ>
倉永局長	長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問） 令和7年7月1日付けをもって、申出代表者「日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部委員長 中川俊紀様」から、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」について、また、同年7月1日付けをもって、申出代表者「全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 西九州地方協議会 長崎地域協議会議長 小林太樹様」から、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定に基づく、改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。 <局長より会長へ諮問文を手交>
木場室長	ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様方のお手元にお配りいたします。

深浦会長	＜諮問文の写しを各委員に配付＞ ただ今、諮問を受けましたので、特定最低賃金3業種に係る改正決定の必要性の有無につきまして、審議を行うことになります。 第1回本審で「特定最低賃金の改正の必要性の有無については、関係労使の意見を十分把握した上で審議を行い、本審議会において全会一致の決議に至るよう努める。」と申し合わせを行っておりますので、しっかりと議論を深める必要がございます。 具体的には、地域別最低賃金が結審した後の運営小委員会において、審議することにいたしますけれども、審議日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
木場室長	特定最低賃金の改正の必要性の審議につきましては、より丁寧で細目にわたる審議を行う必要があるため、8月29日、9月2日に予定しています運営小委員会において参考人意見聴取を実施し、必要性審議を行ったうえで、9月9日に開催予定の第4回本審（異議審）の中で、小委員会での決定内容についての報告を行い、本審での承認を受けた後、答申をいただく予定としております。
深浦会長	ただ今、説明がございましたけれども、特定最低賃金3業種に係る改正決定の必要性の審議につきましては、小委員会において行うものとしております。 より丁寧で細目にわたる審議を尽くしたうえで第4回本審において答申をしたいと思っております。
（2）長崎地方最低賃金審議会運営小委員会の委員の指名について 深浦会長	次に議題（2）としまして、運営小委員会の委員の指名を行いたいと思っております。 第1回本審の中で説明いたしましたが、運営小委員会の委員は、審議会会長が指名するものとなっており、公労使を代表する委員それぞれ各3名、計9名の委員で構成し、審議会会長が小委員会の会長となります。 それでは私の方から、委員の指名をさせていただきます。 公益委員からですが、私の他に伊東委員と岡田委員を指名いたします。

(3) 長崎県 最低賃金専門 部会委員 の任命及び 今後の審議 日程につい て	労働者側委員は、岩永委員と尾崎委員、川田委員を指名いたします。 使用者側委員ですが、峯下委員と吉野委員、松石委員をそれぞれ指名させていただきます。 ただ今、指名しました委員の名簿につきましては、資料番号4、81ページのとおりでございます。
深浦会長	続きまして、議題(3)「長崎県最低賃金専門部会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。
木場室長	資料としまして、資料79ページ、資料番号3に令和7年度の専門部会委員名簿を添付しておりますので、ご覧ください。 長崎地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者につきましては、7月23日から8月8日まで推薦公示を行いまして、労働者側団体から3名、使用者側団体から3名の推薦があり、名簿に記載されておりますとおり、公・労・使各3名ずつ、合計9名の委員の皆様方につきまして、長崎労働局長から任命をさせていただいたところでございます。 どうぞよろしくお願いいたします。 専門部会委員の皆様には、辞令を机上に配付しておりますので、ご確認ください。 ところで、審議会令第6条第7項の規定に「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。 専門部会開催後、本審を開催することができますと、その際に廃止の審議を行うこともできますが、専門部会で結審し、引き続き本審で答申となった後に、異議の申し出がなかった場合は、本審（異議審）を開催する必要がなくなりますので、本審での廃止の審議ができないこととなります。 従いまして、専門部会の廃止の取扱いにつきまして、事前にご審議をお願いいたします。
深浦会長	地域別最低賃金に関しましては、ただ今報告されました専門部会委員

	により審議を行うこととなりますので、委員の皆様よりお願いいたします。 長崎県最低賃金専門部会の廃止についてですが、異議の申し出がなされなかった場合は、本審は開催されない、ということになりますので、専門部会については、その異議申出に対する対応が終了した時点で廃止することについてあらかじめ議決しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	<異議なし>
深浦会長	それでは、長崎県最低賃金専門部会は、異議申出に対する対応が終了した時点で廃止するものといたします。 では、今後の審議日程について引き続き説明をお願いします。
木場室長	今後の審議日程につきまして、説明いたします。 本日、この審議会に引き続きまして、第1回目の長崎県最低賃金専門部会を開催いたします。 第2回専門部会は、明日8月14日（木）午前9時30分から、第3回専門部会は20日（水）午前9時30分から、第4回専門部会は22日（金）午前9時30分から開催する予定としております。 開催場所は、明日14日は本日と同じ地下1階会議室で行い、20日、22日は何れも8階会議室での開催を予定しております。 また、22日の第4回専門部会で結論が得られた場合は、同日の13時30分頃より第3回本審を開催しまして、答申をいただきたいと思いますっております。
深浦会長	ただ今、専門部会につきましての日程の報告がございましたけれども、ご質問等はございましたでしょうか。
各委員	<質問等なし>
深浦会長	それでは、委員の皆様方には、大変お忙しいこととは存じますが、今後の日程調整等につきまして、特段のご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、予定ではこれから議題（4）の「中央最低賃金審議会の目安答申について」の議事に入っていくこととなっておりましたが、中央最低賃金審議会藤村会長よりビデオメッセージが届いておりますので、議事に入る前に視聴いただきたいと思います。

木場室長	その前にビデオメッセージが届けられた趣旨等につきまして簡単に事務局よりご説明ください。 去る8月4日中央最低賃金審議会において、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申がなされました。 この目安については、中央最低賃金審議会が令和5年4月6日にとりまとめられた「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを中央最低賃金審議会の事務局に対し要望がなされたことを踏まえ、目安の位置づけや目安が示された考え方やポイントを地方最低賃金審議会の委員に直接伝達することを目的とし、中央最低賃金審議会会長によるビデオメッセージが令和5年度に引き続き撮影されたものです。 目安の詳細につきましては、後ほど議題（4）「中央最低賃金審議会の目安答申について」においてあらためて説明しますが、お手元の資料1ページ、資料番号1「中央最低賃金審議会目安答申」を参考にしながら、ビデオメッセージをご視聴いただきたいと思います。 なお、放映時間は約16分になります。
深浦会長	それでは、視聴いただきたいと思います。
＜令和7年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申（令和7年8月4日）を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ放映＞	＜ビデオメッセージ放映＞ 皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。 今年度の目安の位置付けや趣旨あるいは中央最低賃金審議会がとりまとめた令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。 今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただきたいと思います。 最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。 通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉などで決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。
藤村会長	引上げ額の検討にあたりまして、考慮する要素としては、様々なものがあるんですが、基本的な考え方をお伝えしておきたいと思います。 まずは、最低賃金は法定の3要素というのを考慮しております。

労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとなっております。

また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間のバランスを図るという観点から、中央最低賃審議会が目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められていることから、近年の主な配意内容は、具体的には中長期の金額目標と、地域間格差是正であります。

次に目安についてご説明したいと思います。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもありうると考えております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定をしていただきたいと思います。

では、今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。

5年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って審議していただいて、何を重視するかというのは、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目いたしました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについてご説明いたします。

まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきました。

こういった中、今年度の物価について丁寧に議論をしました。

足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあること、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていること、こういった点を公労使で確認いたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。

そういった中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的に見ようという議論になりまして、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えまして、4つの指標を追加的にみることにいたしました。

具体的には、「頻繁に購入する品目」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つでございます。

こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でありましたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案いたしました。

なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっています。

「賃金」については、連合、経団連、日本商工会議所、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認されております。

賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について、公労使の考えが一致したところでございます。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけです。

例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認しております。

その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したが、全体として支払能力は改善傾向であるというふうに考えます。

さて、今年度示した目安についてですが、これまでの説明と重複をいたします。

3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目しました。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したものであります。

具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することといたします。

次に、ランクごとの目安額についてです。

近年、配意を求められております政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれております。

中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということで意識してきました。

そういった中、消費者物価指数、持家の帰属家賃を除く総合の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的には、Aランク63円・5.6%、Bランク63円・6.3%、Cランク64円・6.7%といたしました。

Cランクの引上げ額、引き上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものである。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としてください。

なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。

これについては、早速労働局には伝達されていると承知しているので、適宜参考にされたいと思います。

続いて発効日について、発効日については、10月1日等の早い段階で

(4) 中央最低賃金審議会の目安答申について	発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっております。 こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望したいと思います。 最後に以上述べてきたとおり目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねていただきました。 中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にさせていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを期待しております。 中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目しています。 以上、私からのメッセージでした。
深浦会長	続きまして、議題(4)の「中央最低賃金審議会の目安答申について」、事務局から説明をお願いします。
木場室長	それでは、目安答申について伝達いたします。 既に、報道等から、ご承知のことと存じますが、今年度の引き上げの目安額につきましては、A・Bランクが63円、Cランクが64円となっており、ランクごとの加重平均（引き上げ率）は、Aランク5.6%、Bランク6.3%、Cランクが6.7%となっています。 中央最低賃金審議会での審議の経過についてですが、本年7月11日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会長に目安額の諮問がなされた後、目安小委員会で目安についての審議が行われております。 目安小委員会は第7回まで行われましたが、第6回小委員会は8月1日、11時から開催され、深夜まで審議が行われていますが、結論に至らないまま、終了となっています。 その後、8月4日、午前10時から第7回目安小委員会が開催され、同日19時頃、小委員会報告が取りまとめられ、同日の20時より第71回中央最低賃金審議会が開催され、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大

臣に対して、「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申がなされました。

皆様のお手元にお配りしております資料1ページ、資料番号1「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をご覧ください。

少し長くなりますが、重要な部分ですので答申の内容を読み上げます。

令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記の通り答申する。

1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」

の着実な実行を要望する。

7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

10 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請けGメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛け、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

12 さらに、B to C 事業では対応的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上、13項目となります。

続きまして、先ほど読み上げました、地方最低賃金審議会に提示する、公益委員見解（別紙1）、及び小委員会報告（別紙2）につきまして説明いたします。

資料3ページ、別紙1としまして、「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」が示されております。

まず、1としまして、「令和7年度地域別最低賃金額改定の引き上げ額の目安」が、ランク別の一覧表に示されており、先ほど申し上げましたが、A・Bランクが63円、Cランクが64円となっております。

次に2の（1）において「目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」と述べたうえで、

ア 労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」（ウェイト8,420）は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均3.2%から引き続き高い水準となっている

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目の指標については、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均4.2%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけ含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。とされています。

イ 賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は連合の集計結果では、全体で5.25%、中小でも4.65%となっており、昨年を上回る高い水準となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引き上げ結果では、大手企業で5.38%、中小企業では4.35%となり、いずれも高水準で推移している。

賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果2.3%を上回っている。

また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率は3.2%となっており、これも昨年の結果2.8%を上回った。

ウ 通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和5年度は資本金1,000万円以上で11.3%、1,000万円未満で28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和6年は6～10%程度で推移、令和7年の第1四半期は、7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和6年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント増、「価格交渉が行われた」割合も前回から約3ポイント増、「価格交渉が行われなかった」割合は減少している。

また、コスト全体の価格転嫁率については約3ポイント増加、一部でも価格転嫁できた割合は約3ポイント増加し、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が減少するなど、価格転嫁の状況は改善しているが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、

賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引き上げ額の目安については、①労働者の生計費については、消費者物価指数は、昨年10月から今年6月までで平均3.9%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数も昨年10月から今年6月までの9か月平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっている。

②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引き上げ結果に関して全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額についても5%台後半の引き上げで昨年以上回る水準となっている。

さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で昨年以上回り平成14年以降最大のものとなっているほか、第4③における賃金上昇率も3.2%と、昨年以上回る水準となっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極化の傾向にあると考えられる。

さらに、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引き上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

とされ、これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引き上げ額の目安を検討するに当たっては全国加重平均6.0%、63円を基準として検討することが適当であると考えられる。

その上で、消費者物価指数の対前年上昇率はAランクで3.8%、Bラン

	クで3.9%、Cランクで4.1%となっており、ランク間の差は昨年度より縮小しているものの、A・BランクよりCランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。 また、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。 さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。 これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的にはAランク 63 円 (5.6%)、Bランク 63 円 (6.3%)、Cランク 64 円 (6.7%) とすることが考えられる、とされています。 また、オ 政府に対する要望については、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な価格上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に強く要望する。 など「政府に対する要望」が多く述べられております。 カ 地方最低賃金審議会への期待等については、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える。 (2) には、生活保護水準と最低賃金との比較結果について示されております。 次に、資料 27 ページ、別紙 2 「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」をご覧ください。 この中で、2として「労働者側見解」、3として「使用者側見解」、4として「意見の不一致」、5として「公益委員見解及びその取扱い」が示されています。 以上が、目安答申の概要でございます。
深浦会長	ただ今、中央最低賃金審議会の目安答申等についての伝達がありましたが、ご質問等はございませんか。
吉野委員	さっき資料 27 ページと言われたのは 67 ページではないですか。

木場室長	はい。67 ページの間違いです。
深浦会長	その他ないですか。
各委員	<質問等なし>
深浦会長	それでは、具体的な金額審議につきましては、専門部会の場において、議論を深めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
(5)「令和7年賃金改定状況調査結果」等提出資料について	
深浦会長	本日は、「令和7年度第2回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」において提出されました「令和7年賃金改定状況調査結果」ほか多くの資料が提出されていますので、この資料について事務局から説明してください。
木場室長	それでは、資料の説明をいたします。 資料 83 ページ、資料番号 5 は 7 月 22 日に開催された「第2回目安に関する小委員会」におきまして厚生労働省から提出された「令和7年賃金改定状況調査結果」でございます。 この資料 88 ページ、「第4表①」をご覧ください。 ここに労働者の1時間当たり賃金額について、前年6月と当年6月を比較した賃金上昇率が出ています。 表の左上にある「男女計」のCランクの賃金上昇率を見ますと、令和6年の2.7%に対して令和7年は3.0%となっております。 資料 95 ページ、資料番号 6 をご覧ください。生活保護と最低賃金の比較についてです。 96 ページ目をご覧ください。生活保護水準と最低賃金額との関係を示したグラフで、ともに令和5年度のデータに基づくものになります。波線の三角は生活保護水準、実線でひし形のものは最低賃金額を示しています。全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っています。 続いて 97 ページ目ですが、こちらは 96 ページの最低賃金のグラフを

令和6年度のものに更新したものになります。こちらにも同様に、全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っています。

資料99ページ、資料番号7をご覧ください。

こちらは、「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」の関係資料です。

表のCランクを見ていただきますと、一番右、令和6年度の未満率は1.5%、影響率は25.6%となっております。

100ページのグラフは、都道府県ごとの未満率、影響率が示された折れ線グラフとなっております。

101ページのグラフは、「賃金構造基本統計調査特別集計」に基づき事業所規模5人以上の民営事業所を対象にしたものとなっており、全国加重平均の未満率は2.2%、同じく全国加重平均の影響率は8.8%となっております。

資料103ページ、資料番号8は、「賃金分布に関する資料」でCランクのみを抜粋したものになります。

資料117ページ、資料番号9は、「最新の経済指標の動向」、資料167ページ、資料番号10は、「中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料」、資料183ページ、資料番号11は「足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)」で、第1回目安に関する小委員会において提出された資料ですが、更新部分のみ抜粋して再提出されております。

資料193ページ、資料番号12は「主要統計資料」。同様に第1回目安に関する小委員会において提出された資料ですが、更新部分のみ抜粋して再提出されております。

資料199ページ、資料番号13は中央最低賃金審議会労側委員より提出されました資料になります。

以上資料5～13は、中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会での資料となっております。

資料249ページ、資料番号14は、中央最低賃金審議会の第4回目安小委員会での資料となっており更新部分のみの抜粋でございます。

同じく資料255ページから260ページ、資料番号15から資料番号16についても、中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料及び中央最低賃金審議会の第5回目安小委員会での資料となっており更新部分のみの抜粋でございます。

同じく資料261ページから264ページ、資料番号17から資料番号18についても、中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料及び中央最低賃金審議会の第6回目安小委員会での資料となっており更新部分のみの抜粋でございます。

資料265ページから284ページ、資料番号19から資料番号20についても、足下の経済状況等に関する補足資料及び主要統計資料の中央最低

	賃金審議会の第7回目安小委員会での資料となっており更新部分のみの抜粋でございます。 資料285ページ、資料番号21は、令和7年7月25日付け、日本銀行長崎支店の「長崎県の金融経済概況（2025年7月）」、資料297ページ、資料番号22は、長崎県県民生活環境部統計課の「長崎県の賃金・雇用の動き（令和7年5月分）」、資料319ページ、資料番号23は、当局職業安定部が発表しております「長崎県の雇用失業情勢（令和7年6月分）」 資料333ページ、資料番号24は、人事院が公表しています2024年4月における全国及び九州の世帯人員数別標準生計費から作成した長崎市と全国及び主要都市とを世帯人員別に比較した標準生計費のグラフでございます。 資料は以上でございます。
深浦会長	ただ今、事務局から資料についての説明ございましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。
各委員	<質問等なし>
深浦会長	333ページ、資料番号24、2024年4月における全国及び九州の世帯人数別の標準生計費、長崎市と主要都市を人数別に比較したグラフになりますので、これも併せてご参照ください。
（6）参考人の意見聴取について 深浦会長	それでは次の議題に入ります。 最初の議題は、「（6）参考人意見聴取について」でございます。 意見聴取の方法等について、事務局から説明をお願いします。
池田指導官	「参考人意見聴取」につきまして、説明させていただきます。 資料としまして、「参考人意見聴取一覧表」をお配りしておりますので、ご覧ください。 本日は、郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部執行委員、佐田剛様、生活協同組合ララコープ労働組合副執行委員長 針尾真理子様を参考人としてお招きしまして、長崎県最低賃金に関するご意見をいただく予定にしております。 意見聴取にかかる所要時間は、1人20分程度を予定しております。最初の10分程度で意見を述べていただき、その後10分程度、委員の皆様

深浦会長	との質疑応答という形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。 ただ今、事務局から説明がありましたように、時間の制約もございますので、円滑な進行につきまして、ご協力をお願いいたします。 それでは、最初の方をご案内ください。 <参考人着席>
深浦会長	それでは、意見聴取を始めたいと思います。 郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部の佐田様よろしくお願いいたします。
佐田参考人	私は長崎中央郵便局で時給制の非正規社員として働く佐田と申します。 郵政産業労働者ユニオンの九州地方本部長崎中央郵便局支部で非正規問題担当の執行委員をしています。 私たち郵政ユニオンは郵便局で働く労働者の組合です。 本日は長崎県の最低賃金の審議をされる審議委員の方々に誰もが1日働けば金銭の心配をしなくても生活できるくらいに最低賃金を引上げること、そして地域間格差をなくし、長崎の人口流出を止めるためにも全国一律の最低賃金の実現を働きかけていただきたいと思います、意見陳述にやってみりました。 まず、私が働く長崎中央郵便局について紹介します。 長崎中央郵便局には850の地域の配達エリアを受け持つ、集配部と郵便部、郵便窓口があります。 また局舎にはかんぽ生命、ゆうちょ銀行の長崎店が併設されています。 長崎中央郵便局で働く社員には外務と内務があります。 外務は配達や集荷、内務は郵便やゆうパックの区分や差立（発送準備）、郵便窓口総務などです。 社員数は長崎中央郵便局全体で約400名、その内約半数が非正規社員です。 私たちの働く日本郵政グループ各社は郵政の非正規雇用の多くを占める時給制契約社員の基本給を地域別最低賃金に連動させています。 そして、毎年春闘時の賃金交渉では、非正規契約社員は毎年の最賃改正によって引き上げられているとして、会社は時給アップを行わないゼロ回答を進めてきています。 このため、最低賃金の改定は時給で働く社員にとって大きな意味があ

ります。

長崎県の郵政で働く時給制契約社員の基本給は最低賃金 953 円にプラス 20 円で 980 円です。

個人別には評価による 6 段階の資格給が加算されますが、この資格給がないとなると 8 時間雇用で約月 17 万円しかありません。

郵便内務などでは 8 時間ではなく 7 時間の雇用形態もあり、その場合だと月収約 15 万円にしかありません。

また、資格給は最高ランクに達すると、それ以上の資格給は上がらず最高ランクの社員でも正社員の半分ほどの年収にしかありません。

長期に雇用されている社員は、最高ランクの社員も多く、最低賃金が上がらないと賃金が上がらない状態が続きます。

また、その資格給は半年に一度のスキル評価で資格給の金額が決定し、例えば郵便物等の誤配達を発生させると、場合によっては資格給が下がることもあります。

時給制契約社員に関しては、最低賃金の改定が生活に大きく影響されます。

経団連が発表した 2025 年春季労使交渉の集計によると、大手企業の定期昇給率とベースアップとベアを合わせた賃上げ率は 5.39%になります。

平均引上げ額は 19,195 円となっていて、賃上げ率は 1991 年と 2024 年の 5.58%に次ぐ高い水準で引上げ額は連合の集計法に移行した 1976 年来で 2 番目に高い水準でした。

しかし、中小企業は 4.35%にとどまっています。

一方、4 月 8 日に厚生労働省から発表された毎月勤労統計調査の 6 月の速報値では、物価を反映した実質賃金は 6 か月連続のマイナスとなり、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追い付かない状況が明らかになりました。

2025 年の春闘の賃上げ率は過去最高と報道されていますが、それは一部の大手企業、それも正社員だけの話で、日本の労働者の大半を占める中小企業の社員や、時給制で働く非正規労働者の賃上げは行われていません。

また、時給で働く非正規労働者は全体の 4 割を占めるとも言われています。

大手企業の正社員労働者だけが、労働者ではありません。

このことが、全体の実質賃金のプラスに転じない理由の一つだと考えます。

昨年度 2024 年度の改定では長崎県は過去最高の 55 円の引上げとなりました。

2023年度は45円、22年度は32円、21年度は28円の引上げで4年連続過去最高の引上げとなりました。

しかし、光熱費や食料品をはじめとした物価上昇は最賃の引上げを大きく上回っています。

郵政産業労働者ユニオンが加盟する長崎県労連が行った2024年度版改定の最低生計費試算調査では、長崎県で普通に生活するためには、月額で独身男性が252,099円、独身女性は254,263円必要とされています。

前回行われた2019年の調査結果から、男性は約27,000円、女性は約25,000円上昇しています。

物価高や増税の影響を加味すれば、必要な生活費は約26万円程度になります。

労働時間を1か月150時間と換算すると、時給1,700円以上の給料がなければ安心して暮らせないというものです。

長崎県の最低賃金は上がったとはいえ、全国で下から3番目のランクで953円です。

中央審議会で示された目安の64円上がったとしても1,017円。

月に約150時間働いても約15万円。

最低生計費には10万円も足りません。

最低賃金が毎年100円上がったとしても、最低賃金程度で働く労働者の暮らしは楽になりません。

私たちは過去最大額の引上げはもちろんですが、去年の地方審議会での加算額5円を大きく上回る10円の加算を求めます。

なぜ、私たちが14円の加算を求めるか説明します。

先ほども触れましたが、日本郵政グループは時給制で働く社員の給与は各地方の最低賃金の10円未満の端数を切り上げ、20円を加えた額を日本郵政グループ内で働く非正規社員の最低賃金としていて、これを郵政最賃と呼んでいます。

今の長崎県の最低賃金は953円ですので、端数の7円を切り上げた960円に20円加算するので、長崎県内の郵便局で働く非正規社員の郵政最賃は980円になります。

今回、目安どおり64円の引上げだと長崎県の最賃は1,017円になり郵政最賃は1,040円となりますが、改定前980円と比べ60円しか上がらないことになります。

しかし、あと14円独自に長崎県が上乘せしたら、長崎県での最賃は1,031円になり、郵政最賃は1,060円になります。

14円の上乗せでさらに20円時給が上がることになります。

時給20円は、月に150時間働いた場合3,000円の増額になります。

目安どおりの64円の引上げだと郵政最賃は60円の引上げとなり次に

9,000 円の増額ですが、長崎県が 14 円上乘せしたら郵政最賃は 80 円引上げとなり、月に約 12,000 円の増額になります。

月に 12,000 円賃金が上がれば、今の生活は少しは改善されます。

これはすごくインパクトのあることだと思います。

私たちは 14 円以上の上乗せを強く求めています。

私たち郵政ユニオンは非正規社員の給与を少しでも改善しようと運動を続けています。

25 春闘においても、非正規雇用の賃金引上げを郵政グループ各社に繰り返し要求しましたが、昨年の最低賃金改定で時給は引上げられているとして、非正規雇用の賃上げを拒否されました。

春闘では正社員の給料だけが上がり、非正規雇用の時給は上がりません。

この低賃金のままでは、生活も苦しくなるばかりです。

さらに追い打ちをかけるように、物価は毎年のように上がり続けます。

それも政府が言うような、2.5%となんて生易しいものではありません。

毎日食料品や電気・ガスなどの光熱費は 10%上がっているでしょう。

私は 1 人暮らしで基本自炊です。

食材や総菜の買い出しに行きますが、本当に昨年よりも値上がりが激しく 1 円でも安いところを探し、スーパーを何軒も回りますが、安いものが手に入らなかった時の喪失感は堪えます。

それでも高くなった食費や光熱費を抑えるため、休みの日は 1 日 1 食にしたり、暑い夏の日でも寒い冬の日でも、エアコンをなるべく付けないなどの苦しい生活を強いられます。

先に述べた最低生計費調査で明らかになった月約 26 万円、時給にして 1,700 円のこの時給があれば、安いものを探してスーパーを回らなくても、電気代を考えずにエアコンが使えるでしょう。

日本国憲法第 15 条で謳われる「文化的な最低限度の生活」を営むためにも長崎県における最低賃金の大幅な引上げで応えてください。

2024 年度の地域別最低賃金の地域間格差は依然 212 円もあります。

総務省が公表した 2023 年度、日本人の人口移動調査では長崎市は転出数が転入者を上回る転出超過数が 2,348 人で、全国の市区町村別ではワースト 3 位になっています。

昨年より 64 人も増えており、20 代前半の働き盛りの若者が一番多いそうです。

なぜ、こんなに若い人が長崎から転出するのでしょうか。

最低賃金も大きく関係していると思います。

深浦会長	最低賃金を見ても長崎の全国ランキングは47都道府県の中で39位と下から数えた方が早いです。 けれど、近くの県に引っ越せば利便性もよく、時給も高い。 これでは若い人が転出したくなると思います。 また、最低賃金に近い時給で働いている割合も、ここ10年ほどで約2倍になっており、生活が不安定な非正規雇用もそれだけ増えています。 この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口問題や地理的要因もあります。 昨年も目安を上回る改定が多くの地方で行われましたが、地方での危機感が現れ、格差拡大では地域が持たないとの悲鳴です。 私たちの郵便局では全国で同じ仕事内容ですが、橋1つ渡れば、電車で一駅先に行けば、基本給が違うことが現実にあります。 そのため、低い時給の郵便局では募集しても応募がないと、要員不足に拍車がかかっています。 県労連が全国27都道府県で取り込んできた最低生計費調査によると、必要な生活費は26万円以上、時間額で1,500円以上、直近の調査では1,700円以上であると結果が出ています。 長崎市の調査結果でも同様の結果が出てきて全国どこでも最低生計費に大きな差はないと考えます。 最低生活費と最低賃金の地域比較では東京を100指数とすると、長崎市では最低生活費98.2指数、最低賃金81.9指数となります。 必要な生活費は東京とほとんど変わらないのに、賃金は8割強しかない。 生計費に見合わない最低賃金と言わざるを得ません。 地域間格差を容認することは、長崎から都会に出ようとする若者の流出をあきらめることと同じです。 止めることはできません。 地域間格差をなくし、地方を守るためには最低賃金を全国一律にする必要があります。 長崎最低賃金審議会は地域間格差をなくすべく今年の審議において最低賃金を全国一律制度とするよう働きかけていただきたいと思います。 ありがとうございました。 それでは、各委員から質問をさせていただきます。 委員の皆様方、いま陳述いただきました内容につきまして、何か質問等あればお願いします。 労側委員の皆様、いかがでしょうか、
-------------	--

労働者側委員	<質問等なし>
深浦会長	使用者側委員の方、いかがでしょうか。
吉野委員	たしか、昨年も意見を述べていただいたと思います。 休日に1日1食という話は、前回もいただいたと思うんですけど、55円引きあがったところで生活は変わらない、むしろ悪いよう向かっている状況でしょうか。
佐田参考人	先ほども申しましたが、やはり実質賃金に追いついてないというのが一番大きいと思います。 賃金は確かに上がったんですが、上がったことは実感できるんですけど、それ以上に、買い物に行った際、物価に賃金が追いついてないなというのをとても感じます。
吉野委員	会社も影響力とか負担があると思うんですが、それについて何かお聞きになっていることはありますか。
佐田参考人	自分のところは大きい会社なので大丈夫だと思いますけど、中小企業さんの方が、すごく大変だろうなと思います。 もしかしたら最低賃金近くで生活されている方もいらっしゃるかと思いますので、市とか国とかの補助が必要なのかなと思います。
吉野委員	ありがとうございます。
深浦会長	その他いかがですか。
各委員	<質問等なし>
深浦会長	それでは、他に無いようですので、佐田様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきます。 佐田様、お忙しい中、ありがとうございました。
佐田参考人	<退席>
深浦会長	それでは、次の方をお願いします。
針尾参考人	<着席>

深浦会長	それでは、意見聴取を始めたいと思います。 生活協同組合ララコープ労働組合副執行委員長針尾様よろしくお願 いたします。
針尾参考人	よろしくお願いします。 私はララコープで働くパート従業員の針尾と申します。 ララコープの協同組合で役員をしております。 皆さん、資料の 337 ページを見ていただければと思うのですが、その 中の意見書ということで、本日は最低賃金を審議される審議委員の皆さ まに意見書に書かれている 3 つのことをお伝えしたいと思います。 まず 1 つ目ですが、最低賃金は 1,500 円以上になるよう大幅に引上げ ることを要求します。 ここ数年来の物価の高騰は私たちの暮らしを直撃しています。 今年の春闘で時給が 50 円上がって、ララコープのパートの時給は 1,010 円になりましたが、お米をはじめ暮らしにかかわるあらゆる物の値 段が上がって、生活はますます苦しくなっています。 ララコープでレジを担当するパート従業員の、今年の春闘の団体交渉 での発言を紹介します。 「うちには小学生、中学生、高校生の食べ盛りの子どもが 3 人いて、毎 月 30 kg のコメを買って食べさせていました。でもお米の値段が去年から 2 倍近くになってもう 30 kg も買えなくなって、パンやパスタを代わりに 食べさせています。子どもたちに大好きなご飯をお腹一杯食べさせてあ げたいです。どうかもっと、時給を上げてくださるようお願いします。」 このような発言でした。 また、ララコープ労働組合が加盟する生協労連では毎年、パート労働 報告書というものがあります。 こういう冊子を発行し、低すぎる賃金の実態、正規職員との賃金格差、 生活できない賃金のために、ダブルワークやトリプルワークをしなければ ならない等、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態を明らかに しています。 このパート労働報告書に載っている手記の一つを紹介します。 「私は、生協の問い合わせの電話オペレーターをしています。本当に大 変な仕事で、午前 10 時半から夜 7 時まで働いていて、家に帰るのはたい てい夜 8 時ごろになります。帰ると本当にくたくたです。正直手取り 20 万から 30 万あれば苦にならないと思いますが、今の私の給料は時給 990 円で支給総額は、16～17 万円あっても税金等引かれたら手取りは月 14～ 15 万円です。

私はいただく給料をはるかに上回る仕事をしていると思います。その手取り額から家賃3万円、光熱費2万円～3万円、食費は母と2人で3万円、保険代2万円、電話代2人で2万円、ガソリン代1万～2万円。合計すると支出が13万円から15万円で貯金が全くできません。去年は車が故障して修理代に9万円かかり、母から借金しました。そんな状況を知ってか、母は私が帰るまで電気を点けることもなく、暗闇でエアコンも点けずに過ごしているようです。食品も値上がりが激しいので、食べたいものとか当たり前の値段では買えません。半額を狙って、買い物をする自分が情けなくなることもあります。ガソリン代も値上がりしているので、以前は母を休みの日にドライブがてら連れ出していましたが、今はそれもできません。『何か良いことないかな』が母の口癖になってきています。値上げラッシュはすごいです。それを解決するには時給は最低でも1,500円は必要です。1,000円とか言ってもらえません。家計は火の車、毎日が不安で生活のためきつい仕事を頑張るしかないのです。贅沢したいともしようとも思いません。不安のない安心して暮らせる普通の暮らしがしたいだけです。車も高級な車に乗りたいと思いませんし、普通の軽自動車でもいいです。今の私の車は、エアコンの働きが悪い軽自動車です。人を乗せてあげることも恥ずかしくてできません。どうかお願いします。情けない、明日のない目の前に借金地獄が迫っている生活から解放され、普通の暮らしをさせてください。非正規労働者であっても健康で文化的な普通の暮らしを営めるよう時給1,500円をよろしくお願いいたします。」

こういうことが書かれています。

意見書でも述べていますけれど、ララコープ労働組合が加盟する長崎県労連では2019年に「健康で文化的な最低限度の生活」のために必要な生活費の試算調査を行いました。

最低生計費の暮らしとは、我慢に我慢を重ねる生活ではありません。

7割の人が持っているものを必需品として、栄養のある食事、TPOに合った服装、リフレッシュできる良好な人間関係を維持するための会食や娯楽など、心身の健康や人の尊厳を守れる普通の暮らしを言います。

そして昨年2024年に物価高騰やコロナ明けの生活スタイルの変更を反映して改訂版を作成しましたが、その最低生計費は男性で252,099円、女性で254,213円という金額が算出されました。

フルタイムで祝祭日関係なく働いたとして、労働時間を173.8時間で換算すると時給は1,450円必要ということになります。

長崎県の現在の最低賃金953円で、先日中央最賃審議会はCランク地域に示した引上げ額64円を加算しても1,017円にしかならず、最低限度の生活に全く足りていません。

人間らしい暮らしをするためには最低賃金の大幅な引上げを求めます。

二つ目にお伝えしたいことは、大幅に引上げられた最低賃金を中小企業が無理なく支払うことができるように中小企業に対する直接的な補助金など経営陣のための支援制度を拡充するよう、行政に働きかけてくださいということです。

現在、最低賃金法は事業主の支払い能力、最低賃金決定の三要素の一つとされています。

賃上げに対して行政から直接的な、また十分な支援制度があれば中小企業の経営者の方も、安心して賃金を上げることができるのではないかと思います。

そして、三番目にお伝えしたいことは、最低賃金は地域別ではなく、全国一律の最低賃金制度となるよう、審議会として声を上げてくださいということです。

現在の最低賃金法では、地域ごとに最低賃金が異なり、格差が生じています。

例えば、同じ系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても、賃金は地域ごと、販売店ごとに違います。

その格差のベースとなる原因として、地域別の最低賃金の最高の東京都と長崎県で210円の格差となっています。

もう十数年前から高い賃金や豊富な求人を理由に、他県へ転出する長崎県内の若年層が増え続けています。

時給の高い都市に労働者が偏り、人口の一極集中や地域経済の衰退を招いています。

現在の最低賃金の地域間格差は所得の格差となり、子どもの進学率や年金支給額の格差にもつながっています。

賃金に地域間の格差がなければ、全国どこで働いても賃金に差がないので、安心して生まれ育った場所で働き生きていく事ができます。

特に、人口流出が全国トップクラスの長崎などの人口流出や地方の過疎化を食い止めるためにも、全国一律の最低賃金制度となるよう、各方面に働きかけるようお願いいたします。

私たちの職場であるララコープは、個人宅や班にトラックで食品、日用品を配達する無店舗宅配事業と長崎県内に9店舗構える店舗事業を行い、従業員は1,341名の生活協同組合です。

従業員1,341名のうち、正規職員が221人、残り1,120人が非正規で働くパートやアルバイトなどで従業員全体の83%を占めています。

扶養の範囲で働く主婦はもちろんのこと、ひとり親で子育てをしながら働くお母さんや、正社員の職業を探しながら働く青年など、パートの

	構成は様々です。 そして、そのパートの賃金はトラックで配達するパートを除いて多くが現在時給1,010円で働いています。 物価高の中、収入もなかなか増えず、厳しい暮らしを強いられているパート労働者にとって最低賃金の意味合いと動向はとても重要です。 特に、低賃金労働者だけで家計を支える非正規世帯が増えている中で、家計補助的なパート労働の時間給を前提とした、今の最低賃金の考え方を改めていただき、最低賃金が独立した個人の働きに、生活する上で人たるに値する暮らしがおくれる賃金となるよう、審議をお願いしたいと思います。 以上ご検討をよろしくお願いいたします。
深浦会長	ありがとうございました。 それでは委員の皆様、陳述いただきました内容につきまして、ご質問があればお願いします。
各委員	<質問等なし>
深浦会長	それでは、質問等はないようですので、針尾様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきます。 お忙しい中、どうもありがとうございました。
針尾参考人	<退席>
深浦会長	本日実施いたしました参考人意見聴取につきましては、今後の審議に当たっての参考にしていただきますよう、お願いいたします。 それから、郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部、生活協同組合ララコープ労働組合以外からも、要望書等を受理しておりますので、事務局から説明をお願いします。
木場室長	それでは、郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部、生活協同組合ララコープ労働組合以外から提出された要望書等につきまして紹介いたします。 資料の339ページ、資料番号27、「地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）」をご覧ください。 この資料は、7年7月22日付けで、一般社団法人長崎県タクシー協会から提出された要望書です。 内容としましては、「タクシー事業においては、令和2年2月以降のコ

深浦会長	ロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営にのしかかっています。 中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による価格高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい状況が続きます。 物価上昇における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のタクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。」というものでございます。 また、長崎県知事から提出された「本県の最低賃金について」という文書を配布しております。 こちらは、最低賃金法第25条における意見書ではございませんがご紹介させていただきます。 資料341ページ、資料番号28をご覧ください。 内容としましては、「本県は中小企業の割合が高く、賃金水準が全国下位にあることから、しっかりと人材を確保していくため、また、物価上昇等、生活を守る観点からも賃金引上げが重要であると考えております。令和6年度の本県の最低賃金は、前年度から55円引上げられ953円となっております。引上げ額は全国9位の高い水準ですが、改定後の最低賃金額は依然として全国平均と102円の格差がございます。本県での賃金水準の現状や地域経済活性化に向けた本県の取組等をご勘案いただき、最低賃金の改正に向け、十分なご議論をお願いする。」というものであります。 さらに昨日、日本民主青年同盟長崎県委員会より「最低賃金額の1500円への引上げを求める要請書が提出されております。 提出が資料作成後でしたので、1枚ものの資料として配付しております。 内容としましては、「最低賃金の大幅増額は、県民の暮らしの面からも、長崎県と日本経済全体の底上げのためにも急務です。 よって、以下の事項を要望します。 【要請事項】 1、すみやかに最低賃金を時給1500円に引き上げること。 2、 全国一律の制度とすること。 3、 最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、中小企業に対する支援を並行して行うこと。」というものであります。 要請書については以上になります。 ただ今、資料につきましてのご意見、ご質問等があればお願いします。
-------------	--

各委員	＜質問等なし＞
（7）事業場 実地視察等 結果報告 深浦会長	特になければ、これから議題（7）の「事業場実地視察等結果報告」に移りたいと思います。事務局から、傍聴人へご案内をお願いします。
池田指導官	冒頭にご説明しましたとおり、これ以降の会議は非公開となります。 傍聴の方、記者の方は恐れ入りますがご退出いただくことになります。 専門部会を傍聴される方におかれましては、6階会議室を控室として準備しておりますので、これからご案内します。 (傍聴人退出) 以下、運営規程第6条第1項但し書きの規定に基づき非公開 (非公開のまま終了)